

# 広島市弓道連盟規約

- ・昭和61年4月29日改定
- ・昭和63年4月29日改定
- ・平成3年4月29日改定
  - 7、会費「年会費貳千円」を「年会費参千円」
- ・平成7年4月29日改定
  - 5、会の構成
    - イ、役員「副会長2名」を「副会長数名」
- ・平成11年4月29日改定
  - 5、会の構成
    - ニ、役員および称号者と各道場より選ばれた者
- ・平成13年4月29日改定
  - 5、会の構成
  - 6、運営
  - 8、理事会
  - 9、総会
- ・平成14年4月29日改定
  - 5、会の構成
- ・平成22年4月4日改定
  - 5. 会の構成
  - 7. 会費
  - 10. 賞罰（追加）
- ※2 A)
- ・平成27年4月19日
  - ※1 A B) 所属道場に千代田弓道部を加える。

## 広島市弓道連盟規約

### 1、名 称

本連盟は広島市弓道連盟と称す。

### 2、目 的

本連盟は、礼譲と親和を旨とし弓道の修練を通じ心身を錬磨するとともに、同好者の人格の向上に寄与することを目的とする。

### 3、事 業

本連盟は、年数回の例会を開催し会員の親睦互助を計る。その他、弓道の振興と普及に関する一切の事業を行う。

### 4、会 員

本連盟の正会員は、広島市在住の者で所定の会費を納入した者とする、尚市外の在住で本連盟の目的に賛同する者で、所定の手続きをした者の入会を妨げない。但し、学生及び生徒は準会員とする。

### 5、会の構成

本連盟の役員、任務、選出要領等下記の如く定める。

- イ、役員                    会長 1 名、副会長数名、事務局長 1 名、事務局数名、会計 1 名、監査 2 名及び理事を置く。
- ロ、役員を選出 1        会長は理事会において選出し、総会に承認を求める。
- ハ、役員を選出 2        副会長、事務局長、事務局、会計、監査は会長が指名し、総会に報告する。
- ニ、理事                    役員及び各道場より選ばれた者と会長の推薦する者とする。  
                                 選任方法は別記（※1）の通りとする。
- ホ、任期                    本連盟の役員の任期は、就任後第 2 回の定時総会の終結までとし、再任を妨げない。  
                                 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ヘ、名誉会長、顧問    理事会で選任し、総会の承認を得て委嘱する。会長退任者を名誉会長とし、名誉会長は顧問にする。
- ト、補欠                    役員に欠員が出た場合は補欠を選任することができる。
- チ、役員の仕事
  - ・会長.....会務を総括し、本連盟を代表する。
  - ・副会長.....会長を補佐し会長不在の場合は、その職務を代行する。
  - ・事務局長.....会務を処理すると共に、会長、副会長を補佐し会の運営にあたる。
  - ・事務局.....会務を処理すると共に、事務局長を補佐する。
  - ・会計.....本連盟の財務処理を行う。
  - ・監査.....経理事務の処理及びその内容について審査し、所見を会長に適宜具申する。
  - ・理事.....会の運営に関し会長の諮問機関として適宜意見を具申する。

## 6、運 営

- イ、本連盟の運営は、理事会および総会の議決による。
- ロ、費用は会費、寄付金及びその他の収入による。
- ハ、本連盟の会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- ニ、年1回事業報告すると共に、費用その他収支決算の上、総会の承認を得るものとする。

## 7、会費

本連盟の会費は、年会費参千円とする。但し、その他必要があればその都度徴収する。但し準会員は半額とする。又当該年度の10月以降新規に入会したときは半額とする。弓道教室の卒業生が加入する場合は、その年度の会費を免除する。

## 8、理事会

- イ、必要に応じ、理事会を開催する。
- ロ、議長は会長が務めるものとする。
- ハ、理事会は、理事の2分の1以上出席しなければ開くことができない。但し、書面をもって、他の出席者に委任したものは出席とみなす。  
会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数であるときは議長の決するところに従う。

## 9、総会

- イ、定時総会は年1回開かなければならない、開催時期は年度終了後2ヶ月以内に開催する。その他、必要に応じ、会長が招集し、開催することができる。
- ロ、議長は会長が務めるものとする。
- ハ、総会における議決は、当日出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- ニ、招集は2週間前に通知するものとする。

## 10、 賞罰

- イ、役員として本連盟に貢献した人に対して退任時に記念品を贈呈する。
  - ・この規程で対象とする役員は下記のとおりとする。  
(1) 会長 (2) 副会長 (3) 事務局長 (4) 総務担当 (5) 大会担当 (6) 講習会担当  
(7) 広報担当 (8) 弓道教室担当 (9) 会計 (10) 監査
  - ・内容…5年以上 2万円程度の記念品または商品券
  - ・適用基準  
(1) 担当が変更になった場合は贈呈しない。役員をすべて退任する時の通算年数で贈呈する。  
(2) 退任し、その後役員に就任した場合は都度贈呈する。  
(3) 役員を兼務した場合は重複して贈呈しない。  
(4) 都合により贈呈しない場合は、総会で決定する。

ロ. 会員が本連盟の名誉を傷つけたり、品位を汚辱する行為があった場合は、理事会で3分の2以上の議決により除名することができる。

1 1、規約の改訂

理事会に諮り総会の議決を得なければならない。

1 2、その他

本連盟に関し、本連盟規約以外の事項については適宜理事会に諮り施行する。

以上

※1

A 道場よりの選任方法は下記の通りとする。

A) 会員の所属道場を明らかにする（主たる道場）

B) 所属道場は下記の6道場とする。

・安佐南SC      ・県立弓道場（昼）      ・県立弓道場（夜）      ・西部道場  
・山本道場      ・千代田弓道部

C) 各道場の理事枠人数は所属人数により決定する。

・所属20名以下：1名      ・所属21名以上：2名

B 会長の推薦する人数は5名以内とする。

※2

A 理事選任手順

A) 理事会で決定された新会長より役員候補を各道場の理事に通知する。（総会の10日前まで）

B) 各道場において理事を選任し会長に連絡する。（総会の10日前まで）

C) 会長推薦に理事を選任する。

D) 総会にて新理事を発表する。